

平成 26 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 株 式 会 社 ア マ ダ
代 表 者 代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO) 岡 本 満 夫
(コード番号 6113 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役兼専務執行役員 磯 部 任
電 話 番 号 0463-96-1111 (代表)

単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月15日開催の取締役会において、単元株式数の変更及びそれに伴う定款の一部変更について決議するとともに、来る平成26年6月27日に開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家にとってより投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において普通株式の売買単位を100株に統一する目標が掲げられていることに鑑み、単元株式数の引下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成26年7月1日(火)

(御参考)

上記変更に伴い、平成26年7月1日(火)をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 単元株式数の変更に伴う定款変更

① 変更内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第7条(単元株式数) 当会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 ＜新設＞	第7条(単元株式数) 当会社の単元株式数は <u>100株</u> とする。 <u>附 則</u> <u>変更後の第7条の規定の効力発生日は、平成26年7月1日とする。</u> <u>なお、本付則の規定は、平成26年7月1日をもってこれを削除する。</u>

② 変更日程

定款変更のための取締役会開催日	平成26年5月15日(木)
定款変更の効力発生日	平成26年7月1日(火)

(2) 定時株主総会に付議する定款変更

① 変更の理由

インターネットの普及を踏まえ、法定公告を経済的かつ効率的に行うことを目的として、公告方法を新聞公告から当社ホームページ上での電子公告に変更するとともに、株主総会の招集手続の効率化及び費用の軽減を図るため、株主総会参考書類等のインターネット開示を可能にするための規定を新設するものであります。

さらに、社外取締役及び社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、社外取締役及び社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

② 変更内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第4条（公告の方法） <u>当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u> ＜ 新 設 ＞ 第15条～第22条 （条文の記載省略） ＜ 新 設 ＞ 第23条～第26条 （条文の記載省略） ＜ 新 設 ＞ 第27条～第33条 （条文の記載省略）	第4条（公告の方法） <u>当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> 第16条～第23条 （現行どおり） 第24条（社外取締役の責任限定契約） <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u> 第25条～第28条 （現行どおり） 第29条（社外監査役の責任限定契約） <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u> 第30条～第36条 （現行どおり）

③ 変更日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成26年6月27日(金)
平成26年6月27日(金)

以 上